

静岡県告示第699号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年11月8日

静岡県知事 鈴木 康友

1 区域の名称

岡部牛ヶ谷B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
藤枝市	岡部町	岡部	牛ヶ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域
				581 1号
				591-1 地先の水路敷 2号
				624-2-1-2-2 3号
				624-2-1-2-3 4号
				520 5号
				519-2 地先の無地番地 6号
574-2 7号				